

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（ 同 ）	一
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	一
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）	（都市計画課）	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	（ 同 ）	三
○都市計画事業の事業計画変更の認可（二件）	（下水道課）	三
○土地改良区の定款変更の認可	（北部地方振興事務所）	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（税 務 課）	四
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	四
選挙管理委員会		
○参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数		四

告 示

○宮城県告示第四百八十四号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 未来産業創造おおさき

一 代表者の氏名 石ヶ森 信幸

二 主たる事務所の所在地 大崎市古川江合錦町一丁目四番十号

三 定款に記載された目的

この法人は、事業者自身が地域の農業・商業・工業という産業の枠組みを越えて、互いに連携し協調し合い、豊かな資源・技術力・労働力・資本力など「地域の力とアイデア」を結集し、新たな産業や事業を創造して持続可能な経済基盤を確立することによって、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月二十二日

○宮城県告示第四百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 マリアージュ シンシア

一 代表者の氏名 江刺 文康

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区舟丁六十四番地

三 定款に記載された目的

この法人は、三十代以上の中高年にある男女が、未婚状態を続ける傾向にある現状を改善し、相応しい伴侶を得られるよう、新しい時代に対応したネットワーク作りをし、縁談に関する円滑なる情報交換を促進する活動を行う。近年問題となっているわが国社会の少子化、出生率減少傾向の現状を改善、正常化する目的を持って結婚相談活動をする。賛同してくださる法人・個人の会員及び一般の方々、その家族又周りの方々に広く参加していただくことを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月五日

○宮城県告示第四百八十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十二年五月六日

二 商号又は名称等

株式会社橋本不動産 橋本 宏明	株式会社佐々木重一	有限会社藤倉設 備工業 佐藤 淳一	株式会社サンサ イン 勉	大正建設株式会 社 大槻 正治	佐藤工業株式 会社 佐藤 建夫	青葉興業株式会 社 半田 正	住設 康浩	橋本建業 橋本 信二郎	齋藤土建株式会 社 齋藤 久光	商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 許可 番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日
仙台市青葉区立町二十 七、二十一	登米市迫町北方字古宿 五	宮城県利府町加瀬字南 野中沢四十三、百九十 七	仙台市宮城野区出花二 丁目十二、一	石巻市門脇字捨喰三十 一、一	仙台市太白区砂押町十 九、十	仙台市青葉区木町九、 十五	名取市飯野坂一丁目三 、四十七	仙台市太白区長町南三 丁目二十八、十一	栗原市一迫真坂字町東 百九十一、一		仙台市太白区長町南三 丁目二十八、十一	特、十八 第八百三十七 号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 四月二日
特、十七 第一万七千五 百十九号	般、十八 第一万二千八 百七十号	般、十七 第二万九千九 百二十二号	般、十八 第二万九百三 十二号	特、十七 第八千三百六 十九号	般、十七 第八千二百六 十号	般、十八 第七千三百四 十二号	般、十八 三千九百六 十二号	般、十七 三千九百六 号	特、十八 第八百三十七 号		全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 四月八日	
一部廃業 特定建設業 土木工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	一部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 管工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	一部廃業 土木工事業	一部廃業 特定建設業 造園工事業	一部廃業 熱絶縁工事業	全部廃業 一般建設業 建築工事業	一部廃業 一般建設業 プロック工事業	全部廃業 建築工事業	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業		全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十二年 四月六日	
平成二十二年 四月八日	平成二十二年 四月六日	平成二十二年 四月七日	平成二十二年 四月八日	平成二十二年 四月十二日	平成二十二年 四月九日	平成二十二年 四月一日	平成二十二年 四月十四日	平成二十二年 四月十二日	平成二十二年 四月二日		平成二十二年 四月二日	平成二十二年 四月七日	平成二十二年 四月八日	

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百八十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市下増田臨空土地区画整理組合

二 事務所の所在地

名取市下増田字大橋本二百二十九番一

三 設立認可の年月日

平成十六年一月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十二年四月二十八日

○宮城県告示第四百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

東松島市小野駅前土地区画整理組合

二 事務所の所在地

東松島市牛網字駅前二丁目一番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年一月十八日

四 変更認可の年月日

平成二十二年四月三十日

有限会社C&C 企画 安齋 肇	仙台市若林区新寺一丁目一、一、千三	般、十八 第一万七千六 百九十四号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十二年 四月十四日
-----------------	-------------------	-------------------	--------------------------	--------------

○宮城県告示第四百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十二年五月十一日

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画都市高速鉄道事業

2 名称

三号東日本旅客鉄道株式会社仙石線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第四百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月十一日

一 施行者の名称

白石市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

白石都市計画下水道事業

2 名称

白石市流域関連公共下水道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 事業施行期間

「昭和五十一年一月十三日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十一年一月十三日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年五月十一日

一 施行者の名称

大河原町

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大河原都市計画下水道事業

2 名称

大河原町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十二年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「昭和五十二年二月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百九十二号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県次期税務総合管理システム開発基本計画・要件定義業務

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十二年四月十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 マイクロソフト株式会社エンタープライズサービス部門 東京都渋谷区代々木二丁目一番一号

五 契約金額 三千三百三十九万円

六 契約の相手方を決定した方法 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 岩沼市南長谷字上原六十八番一及び六十八番十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩沼市南長谷字上原六十八番地の二 鈴木 智幸

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十七号

第二十二回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に關し、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第一条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数、次のとおりとする。

平成二十二年五月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
一般放送事業者名 株式会社仙台放送 株式会社宮城テレビ放送	二	一般放送事業者名 東北放送株式会社	一